

事業群評価調書(平成29年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	こども政策局こども家庭課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	吉田 弘毅
事業群名	総合的な児童虐待防止対策の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくために、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割分担しながら、連携して支援体制を整備するとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を行います。						(取組項目) )児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化 )児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対調整機関等の専門性強化	
指 標		最終目標(H32)	目標(H28)	実績(H28)	達成率	(進捗状況の分析)	
事業群	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	21人以上	21人以上	19人	90%	児相、市町職員を対象とし、専門的職員育成のための児童福祉司認定講習会を実施したが、既に受講した職員もあり、16市町(19人)の児童福祉主管課担当職員が受講となった。各市町に研修を受講した担当職員が配置されることで市町の相談体制強化には繋がっている。 また、市町における児童相談体制強化のためのスーパーバイザー・アドバイザー派遣事業を実施するなど、市町職員の資質向上のための事業を実施した。 引き続き、職員資質の向上のため研修を継続的に実施する必要があるが、児童福祉法の改正により、市町職員の研修受講が義務化されたものもあり、研修内容の充実を図っていく。  要保護児童対策地域協議会:虐待を受けた児童等保護や支援を要する児童・家庭について関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため県、市町に設置される組織(以下、要対協)	
	その他						

2. 28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業対象	事業概要 28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				28年度事業の成果等	中核事業	
			H28実績	一般財源	人件費(参考)			指標	主な目標	H28目標	H28実績			達成率
			H29計画	一般財源	人件費(参考)					H29目標				
取組項目	児童虐待総合対策事業	H21-	31,628	17,490	4,825	被虐待児とその家庭	児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導等を行った。	活動指標	関係職員研修の実施回数(回)	44	32	72%	児相談所で実施しているカウンセリング事業や家族再統合事業の実施により、被虐待児童の心のケアや保護者に対する適切な養育方法等について指導等を行い、児童・家庭養育の安定に寄与した。	
	こども家庭課		37,399	18,700	12,918			成果指標	県内児童相談所における児童虐待相談対応件数(件)	数値目標なし	665			

取組項目	児童虐待防止・支援体制強化事業	H23-	1,331	664	1,608	市町、施設、児童相談所	県要対協は市町の要対協の機能が効果的に発揮できるよう後方支援を行い、研修等の実施により市町の要対協の機能強化が図られた。児童養護施設等には基幹的職員への研修や必要に応じて被措置児童虐待等の研修会を実施したことで施設の専門性の向上が図られた。また、情報提供の方法の見直しを警察、児相間で行った。	活動指標	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修実施回数(回)	2	1	50%	児童虐待防止に向け、県レベルの要対協を設置するとともに児童福祉司と同等の資格を有する職種の育成を図るための研修会を実施した。		
			3,577	2,083	1,615			成果指標	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数(人)	21	19	90%		また、県要対協の委員等の専門家(スーパーバイザー・アドバイザー)を市町の要対協に派遣し、市町職員のケース対応力向上、関係機関との連携強化を図った。	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	H26-	711	711	804	市町		活動指標	市町の児童福祉司資格取得者数(人)	6	8	133%	児童福祉司任用資格取得のための研修や専門的研修の受講などにより、市町要対協調整機関職員の専門性確保に寄与した。		
			830	830	807			成果指標	事業を実施した市町数(市町)	数値目標なし	10				
	子ども家庭課														

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

#### ) 児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化

- ・児童相談所の相談体制の整備(24時間365日)を行っているが、実績等を踏まえ、県民へのサービス低下とならないような効率的な体制への見直しが必要。
  - ・外部専門家による児童相談所職員研修会は、キャリア別(新任中堅、係長以上等)に応じた内容の研修を実施したが、職場の経験年数や役職等に応じて習得すべき必要な知識や役割があるため、特化した分野で研修を実施することができ効果的であったため、今後も継続した取組みが必要。
  - ・児童相談所と警察等の連携が図られ、面前DVや身体的虐待を受けた児童のきょうだいにも心理的虐待があったとして通告する案件が増加している。また、児童虐待に関する情報共有を図るため児童相談所と警察の間で協定を締結し、児童虐待の未然防止と早期発見に努めており、今後も緊密な連携の下で継続していく必要がある。
- 平成28年度児童虐待相談件数665件。前年度比(27年度495件)1.3倍。警察から児童相談所への相談件数(通告、照会)195件。前年度比(27年度95件)2倍。

#### ) 児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修会の実施により、市町職員(要対協調整機関職員)の専門性の強化を図った(延べ19人)。児童福祉法改正により義務化された研修も含め、今後とも継続した実施が必要。
- ・市町要対協調整機関業務については、主に市町児童福祉主管課の職員が担っているが、人事異動等による職員の入れ替わり等もあるため、引き続き専門性を持った職員を継続的に育成していく必要がある。
- ・児童福祉法改正に伴い、県や市町の役割・責務が明確化されたことから、これまでのスーパーバイザー派遣等の市町の体制強化に加え、県や市町がその役割を適切に遂行し、適切に役割分担をするための共通マニュアルとして指針を作成する必要がある。
- ・児童養護施設等の職員への被措置児童等虐待等をテーマにした研修を実施したことで、施設での児童処遇の適正化を図ったが、職員の入れ替わりも考慮し、今後も継続的な研修が必要。

### 4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目	児童虐待総合対策事業	児童福祉法の改正により、児童相談所及び市町の体制強化として児童福祉司、市町要対協調整担当者の研修が義務化されたことに伴い、専任の職員を配置するとともに、研修の充実を図った(H29新規)。 また、児童相談所へ弁護士を配置又は準ずる措置をとるため、県弁護士会との協力関係に基づき、児童相談所への弁護士派遣の拡充を図った(H29拡充)。		虐待相談件数は年々増加しており、困難事例も増えていることから、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、重層的な支援を行なうため、児童福祉法の改正を踏まえた研修等により、さらに職員一人ひとりの専門性の強化が必要。	現状維持

取組 項目	児童虐待防止・支援体制強化事業	児童福祉法の改正により、児童や家庭に対する支援は、身近な場所である市町村が役割・責務を担うとされ、市町要対協調整機関への専門職の配置が義務化されたことから、市町職員の研修等の支援を拡大した。 また、児相と市町の役割・責務を明確にし、適切な分担ができるよう「市町と児童相談所の連携指針」策定作業を行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性を要する市町要対協に配置される職員の児童福祉司資格取得のための研修及び市町職員の資質向上を目的とした研修会の実施等による市町支援を継続して実施する。</li> <li>・市町との協議を進め、連携指針の策定作業を通じて適切な役割分担とスムーズな連携を図る。</li> </ul>	現状維持
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			平成28年度の児童福祉法改正により、児童や家庭に対する支援は、身近な場所である市町村が役割・責務を担うとされたことから、在宅ケースを中心とする支援のための拠点整備が必要である。そのため、関係機関間の調整等を行う要対協に配置される専門職の研修受講等による児童福祉司の資格取得者の育成・確保を継続的に実施していく必要がある。	現状維持